

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく

南阿蘇村建築物耐震改修促進計画

平成23年10月

熊本県阿蘇郡南阿蘇村

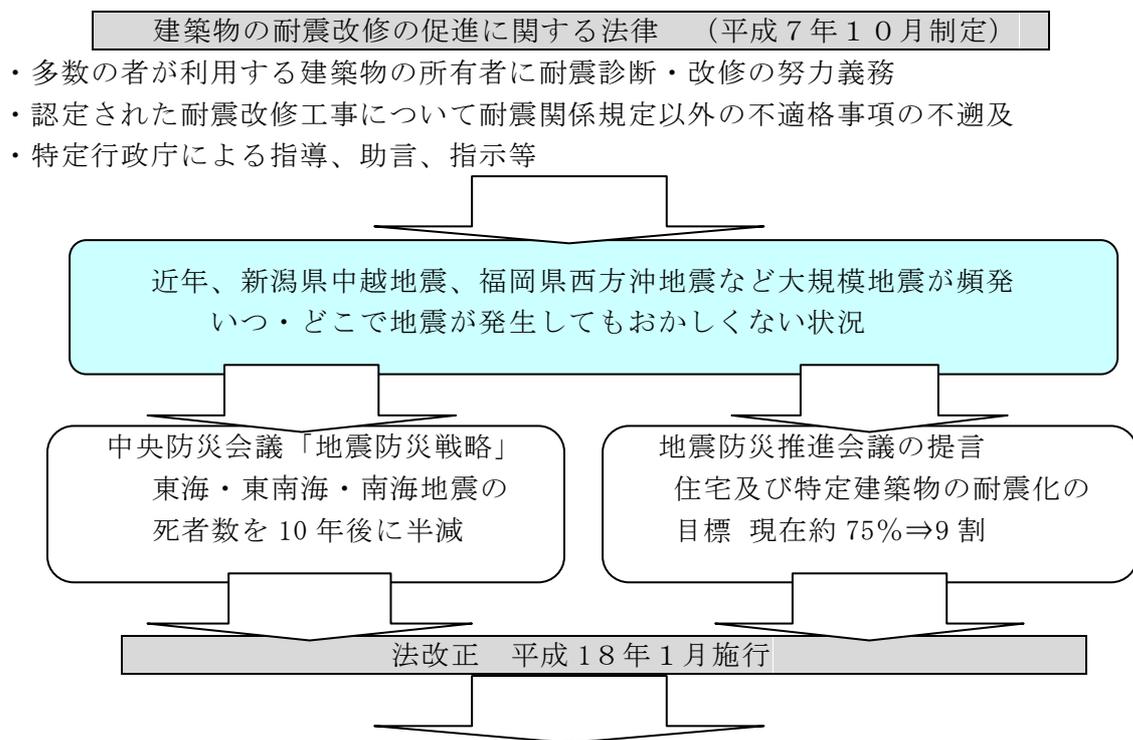
計 画 編 目 次

第 1	はじめに	
1	計画策定の背景と目的	3
2	計画の位置付け	4
第 2	想定される被害状況	
1	被害シミュレーションの設定条件	5
2	被害想定の種類推結果	6
第 3	建築物の耐震化の現状と目標	
1	住宅耐震化の状況と目標	7
2	特定建築物の耐震化の現状・課題と目標	8
3	公共建築物の耐震化の現状と目標	9
第 4	重点的に耐震化を促進する区域・建築物	10
1	木造住宅及び木造住宅が密集する地域への対応	
2	特定建築物	
3	優先的に耐震化を図る建築物	
4	緊急輸送道路沿道の耐震化	
第 5	基本施策の取組	11
1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
2	耐震化を推進する上での課題と取組	
第 6	計画の実現に向けて	12
1	計画実現に向けての取組	
2	計画の見直し	
第 7	資料編	13
1.	布田川・日奈久断層帯	
2.	阿蘇カルデラ内で見いだされた落差 1 m の活断層と最近の地震活動	
3.	特定建築物一覧表	
4.	関係法令（建築物の耐震改修の促進に関する法律）	

2. 計画の位置づけ

南阿蘇村建築物耐震改修促進計画（以下「村促進計画」。）は、法第5条第7項に規定する耐震改修促進計画として位置付けるとともに、南阿蘇村地域防災計画（平成18年6月修正：震災対策編）を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示す予防計画として位置付けます。

なお、村促進計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までとします。



（耐震改修促進法の改正のポイント）

○計画的な耐震化の推進

- ・ 国は基本方針（平成18年1月25日を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成）

○建築物に対する指導等の強化

- ・ 道路を閉塞させる建築物に指導・助言を実施
- ・ 地方公共団体による指導等の対象に学校、老人ホーム等を追加
- ・ 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
- ・ 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令

○支援措置の拡充

- ・ 耐震改修計画の認定対象に一定の改築を伴う耐震改修工事等を追加
- ・ 耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供等

☆耐震改修計画の認定により、耐震関係規定以外の不適格事項が適用されないという、建築基準法上の特例が受けられる。

効 果

- ・ 地震による死者数・経済被害が現状
- ・ 建築物の耐震化により緊急輸送道路や避難路が確保
- ・ 仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与

第2. 想定される被害の状況

1 被害シミュレーションの設定条件

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさや、人的被害及び建物被害などの程度を推計するもので、南阿蘇村の地域防災計画の策定に際しては、内閣府（防災部門）が地方公共団体における被害想定の実施を支援するために開発した「地域被害想定支援ツール（平成11年2月9日大地震）」（以下「支援ツール」という。）を用いて、本村直下で「兵庫県南部地震（阪神淡路大地震）」同等規模の地震が発生した場合の被害の程度を、以下の条件でシミュレーションしています。

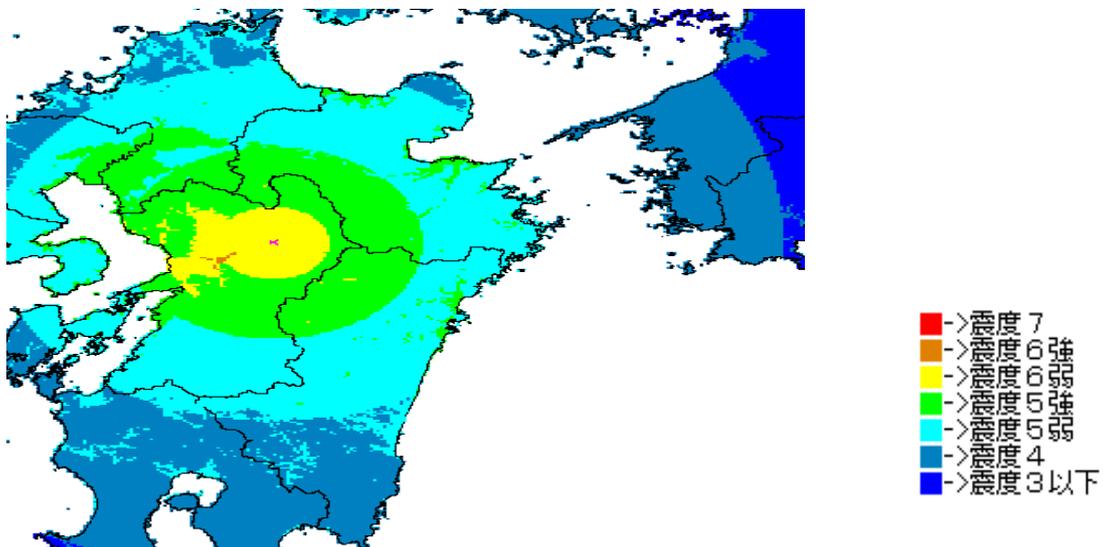
なお、当該地域は、過去に阿蘇カルデラ西外輪山麓で発生した地震*の影響で、家屋破損や山崩れが起きているが、元来地震の発生は少なく、被害の発生もほとんどない地域であることもあり、想定地震は、最も大きな被害発生を想定したものと考えられる。

*2 資料編2. 阿蘇カルデラ内で見出された落差1mの活断層と最近の地震活動

南阿蘇村地震被害想定に用いた想定地震

- 発生の条件：冬期、平日5時
- 震源位置：南阿蘇村役場長陽庁舎付近（統計131° 0′、北緯32° 51′）
- 超大規模地震：マグニチュード7.3程度（阪神淡路大震災と同程度）
- 震源の深さ：16km
- 想定方法：内閣府の「地震被害想定支援ツール」より

防災より地図入力予想震度分布図



2 想定被害

本村直下で兵庫県南部地震と同規模の地震が発生した場合、本村における地震被害想定結果を以下に表示します。

これによると、本村の震度は6弱、建物被害は、昭和46年以前の木造建物に集中し、木造建築全壊が122棟と推定される。また、人的被害は、死者・重症者ともに0人、軽傷者が1,766人と推定される。

本村における被害想定

被害区分	種別		想定地震被害		
			白水地区	久木野地区	長陽地区
想定震度			6弱	6弱	6弱
建物被害 (棟)	木造建物 全壊数 (棟)	昭和46年以前	31	32	36
		昭和56年以前	10	6	7
		昭和57年以降	0	0	0
	非木造建物 大破数(棟)	昭和56年以前	0	0	0
		昭和57年以降	0	0	0
計		41	38	43	
人的被害 (人)	全死者数(人)		0	0	0
	負傷者数 (人)	重篤者数	0	0	0
		重傷者	0	0	0
		軽傷者	617	529	620
		計	617	529	620
物資供給対象者数(人)		439	377	443	

☆関係資料

熊本県内における建築物倒壊数の推計値

熊本県地方防災計画 地震対策指針より

		超大規模地震			大規模地震			現況の建物数		
		市街地部	山間部	島しょ部	市街地部	山間部	島しょ部	市街地部	山間部	島しょ部
建物 倒壊 数	戸建住宅	21,332	3,206	2,375	10,293	1,547	1,146	111,514	16,772	12,466
	集合住宅	4,521	1,017	197	2,173	491	95	39,174	5,528	1,508
	商業ビル	456	141	75	216	67	36	9,853	1,286	796
	向上	491	353	147	229	169	70	14,731	4,048	1,984
	病院	25	6	3	12	3	1	421	56	39
	その他	0	0	0	0	0	0	23,582	24,560	7,382
	合計		26,825	4,723	2,797	12,923	2,277	1,348	199,275	52,250

熊本県内における人的被害の推計値

熊本県地域防災計画 震災対策指針よ

		超大規模地震			大規模地震		
		市街地部	山間部	島しょ部	市街地部	山間部	島しょ部
死亡 者数	即死	612	209	150	246	84	60
	生理め	262	90	64	105	36	26
	火災	34	1	0	14	1	0
	合計	908	300	214	365	121	86
負傷 者数		超大規模地震			大規模地震		
		市街地部	山間部	島しょ部	市街地部	山間部	島しょ部
	生理め	638	218	156	256	88	63
	火災	221	10	2	150	6	2
	その他	5,599	789	459	3,347	497	294
合計		6,458	1,017	617	3,753	591	359

第3. 建築物の耐震化の現状と目標

1 住宅の耐震化の現状と目標

南阿蘇村課税台帳推計によると、本村の住宅耐震化の状況は、1表のとおり別居世帯のある住宅約10,890戸のうち、耐震性がある住宅は約5,489戸で耐震化率は50%である。大地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的取り組んでいく必要があり、熊本県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を平成27年度末に90%とすることを目標とする。

表 1

建築物の耐震化の現状及び耐震化の目標 (単位:棟、%) 平成19年3月末現在						
区 分	昭和56年 6月以降 の住宅 ①	昭和56年5月 以前の建築物 ②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率% (平成17年 度末) (⑤+④)	耐震化率% (平成27年 度末)
		うち耐久性有 ③				
木 造	3662	5564	9226	4263	46	—
		601				
非木造	1173	491	1664	1226	74	—
		53				
合 計	4835	6055	10890	5489	50	90
		654				

☆表1のうち③は熊本県数値からの推計値 住宅戸数(69.6/644)千戸

☆表1のうち④の住宅内訳は南阿蘇村課税台帳より推計

	木 造		非木造		計
	戸数	割合	戸数	割合	
昭和55年以前	5564戸	60.30%	491戸	29.50%	6055戸
昭和56年以降	3662戸	39.70%	1173戸	70.50%	4835戸
計	9226戸	100%	1664戸	100%	10890戸

2 特定建築物の耐震化の現状・課題と目標

南阿蘇村における特定建築物☆の状況は表2のとおり村内には大型建築物が少なく新耐震基準以降に建てられたものが多いため、耐震改修促進法第6条第1号から第3号の特定建築物全体の耐震化率は67%となっており、全国の75%と比較すると耐震化率はほぼ同じ状況となっています。

大規模な地震による人的・経済的被害を減少させるためには、特定建築物の耐震化を図ることも災害を減らす効果につながることになります。特に第1号特定建築物は、災害時の拠点となる施設等が多く含まれているため、早急な対応が必要となりますので、国の基本方針である耐震化率90%を目標に特定建築物の耐震改修に取り組みます。

☆特定建築物：第4-2に記載

表 2

特定建築物の耐震化の現状及び耐震化の目標 (単位:棟、%) (平成19年3月末現在)						
法	昭和56年 6月以降の 建築物 ①	昭和56年5月以前 の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数⑤ (①+③)	耐震化率 % (平成17年度末 (⑤/④))	耐震化率目標 (平成27年度末 (%))
		うち耐久性有③				
法第6条 第1号	23	20 6	43	29	67%	90%
法第6条 第2号	0	0 0	0	0	0%	
法第6条 第3号	0	0 0	0	0	0%	
合計	23	20 6	43	29	67%	

3 公共建築物の耐震化の現状・課題と目標

南阿蘇村における公共建築物の状況は、表3のとおりで、災害時拠点となる施設で耐震化が遅れているのが目立ちます。そのため、公共施設については耐震診断を実施し、必要に応じて早期に改善を図ります。村営住宅も平成25年までに順次改修を進め耐震化率の向上に努めます。

公共建築物は、大規模地震の際も安全性や防災機能を確保する必要があり、早急に耐震化を図る必要があるため、平成27年度末までに耐震化率を100%とすることを目標として組みます。

表3 公共建築物の耐震化の状況

建築物の用途	全棟数 a	S56年		S56年					耐震診断 実施率 i=d/c	耐震化率 j=(b+e+f) /a
		6月以降 b	5月以前 c	耐震診断実施棟数 d=e+f+g			耐震診断 未実施棟 数 h=c-d			
				耐震性有 e	耐震性なし					
					改修済 f	未改修 g				
災害時の拠点 となる施設	18	4	14	6	4	2	0	8	43%	56%
多数の者が 利用する施設	16	9	7	4	1	1	2	3	57%	69%
村営住宅	24	16	8	0	0	0	0	8	0%	67%
合 計	58	29	29	10	5	3	2	19	34%	64%
民間建築物で 避難所となる 施設 (公民館等)	36	35	1	0	0	0	0	1	0	97%

第4. 重点的に耐震化を促進する区域・建築物

1 木造住宅及び木造住宅が密集する地域への対応

阪神・淡路大震災では、新耐震基準の施行以前に着工された建築物を中心として多くの木造住宅で倒壊などの被害発生しました。耐震化の促進のためには、地震による倒壊の危険性が高い木造戸建て住宅の耐震化の向上を図ることが重要であることから、木造戸建て住宅について、重点的に耐震化を促進します。また、老朽化した木造住宅が密集した区域においては、実態を把握するための調査に取組みます。

2 特定建築物

特定建築物とは、学校・体育館・病院・ホテルなど多数の者が利用する一定規模以上の建築物や、石油類などの危険物を一定数量以上扱う建築物、地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、避難及び救助活動を困難とするおそれのある建築物のことで、特定建築物の所有者は、耐震診断を行い必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。このような、特定建築物が倒壊した場合、甚大な被害をもたらすおそれがあることから、耐震化を促進します。

3 優先的に耐震化を図る建築物

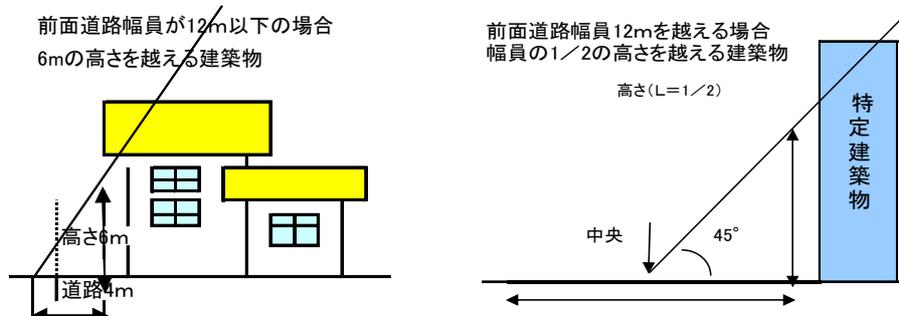
地震発生時に地域住民の避難施設として大きな役割を果たしている公共施設が被災すると、被害応急活動及び村民生活に大きく影響し、復旧活動等に支障をきたすこととなります。南阿蘇村では、公共建築物で災害拠点施設及び避難所として指定されている施設（庁舎・社会体育施設・保育所及び学校）において、震災時における避難、救護、復旧活動の拠点となる重要な施設であることから、耐震診断等により耐久性を判断しながら計画的な耐震化を図ります。

4 緊急輸送道路沿道の耐震化

緊急輸送道路は、地震直後から発生する患者や物資の緊急輸送を円滑に確実に実施するために必要な道路として、熊本県耐震改修促進計画の中で指定されています。

村内でも、国道57号線、国道325号線、県道熊本高森線が指定されており、3号特定建築物はないものの非常時に機能を果たせ得るような環境づくりに努めていく必要があります。

緊急輸送道路を閉塞する恐れのある特定建築物は下図のとおりです。



第5. 基本施策と取り組み

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

耐震診断・改修を促進するためには、まず建築物の所有者が防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。村では、こうした所有者等の取組みを出来る限り支援する観点から、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修促進の弊害となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

2 耐震化を促進する上での課題と取組み

(1) 費用の軽減

建築物の所有者にとって、耐震診断・改修に必要な負担は、耐震化の促進にあたっての大きな阻害要因となっています。村では耐震化への取組に対しできる限りの支援を行うという基本的な考えの下、次のことに取り組みます。

ア) 耐震診断・耐震改修の支援策

木造住宅や緊急輸送道路沿道の特定建築物をはじめとした、耐震化が遅れている建築物に対し、耐震診断や耐震改修等は補助制度と税制の優遇措置、住宅性能表示制度や地震保険など費用負担の軽減につながる情報の提供を行います。

(2) 不安の解消

耐震診断・耐震改修といっても「何をどうしたらいいのか」「どこに頼んだらいいのか」「適切な施行をしてもらえるだろうか」など分からない点が多いのが現状です。

村ではそのような住民の不安を少しでも解消するため次のことに取り組みます。

ア) 相談体制整備、情報の充実

建築物の耐震対策をはじめとした住宅に関する相談に応じる「住民相談窓口」を設置し、信頼できる事業者や専門家に関する情報も提供しながら、村民が安心して相談できる相談体制の充実、情報の提供を行います。

イ) 耐震診断及び耐震改修の技術の向上

耐震診断及び耐震改修を安心して実施できるよう、県や建築関係団体と連携して専門技術者を育成するとともに、建築関係事業者等の知識の向上、及び技術の向上を図ります。

(3) 地震ハザードマップの作成

建築物所有者の意識の啓発を図るため発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（防災マップ）の作成に努めます。

(4) 意識の向上

耐震化を促進するには、どれだけ住民に危機意識を持ってもらうかがとても重要です。国内でも頻発している大規模地震を身近なものとしてとらえ、耐震改修に対する意識が少しでも向上するよう、次のことに取り組みます。

ア) チラシやイベントによる意識啓発

建築物の耐震化に関するチラシ等を作成・配布し情報の提供と各種会議の場を活用し、知識の普及を図ります。

イ) 地域住民との連携による普及啓発

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。村内には消防団をはじめ、自主消防組織があり、地域に密着した組織と連携し、啓発活動を行っていきます。

ウ) リフォームに合せた耐震改修の誘導

増改築のリフォームをする場合に併せて耐震改修を行うと、費用の面においても安価で適格な耐震改修ができるなど、合理的で効果の高い耐震改修工事を行うこともできます。このことから、リフォームに併せて耐震改修の促進を建築関係団体とも連携して普及活動を図ります。

(5) 県が行う耐震改修促進法・建築基準法による指導等の協力

熊本県耐震改修促進計画において熊本県は特定建築物の所有者に対して、必要な指導等を行うこととしている。南阿蘇村においては、熊本県に対して必要な情報を提供するなど、県の指導に全面的に協力して行うこととします。

(6) 総合的な安全性の確保

地震が発生した際に、家が丈夫だったとしても家の中や周辺に危険がひそんでいる可能性があります。村では総合的な安全性を確保するため次のことに取り組めます。

ア) がけ崩れ等による建築物の被害軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による被害を軽減するため、災害危険区域内の危険住宅の移転や土砂災害のおそれのある危険な個所における住宅に対する必要な対策や支援を推進します。

イ) ブロック塀、住宅内部の被害防止

建築に被害がなくても、ブロック塀や家具が倒れてケガをしたり、避難や救助の妨げになることが考えられます。ブロック塀については建築基準法施行令の基準に適合した正しい施行技術及び補強方法の普及を図ります。住宅内部については家具の転倒防止や、ガラスの飛散防止対策、大型家電・家具の配置の工夫（就寝場所や避難経路から外れた場所への配置換えなど）についてパンフレットを作成するなどして、知識の普及啓発を行います。

第6. 計画の実現に向けて

1 計画実現に向けての取組み

本計画の確実な実施により、南阿蘇村における住宅・特定建築物の耐震化が促進されるよう、次のことに取り組めます。

(1) 県や関係機関と連携

熊本県をはじめ、熊本県建築物耐震対策市町村連絡協議会を通じて、各公的機関、建築関係団体と連携し、計画的な耐震化の実現に努めます。また、役場内関係部局とも連携を密にし、施策に取り組めます。

(2) 耐震化進捗状況の確認

優先的に耐震化を図る建築物については、耐震化が本計画に沿って円滑に進んでいるか進捗状況を定期的に確認します。

住宅については、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績を基に、進捗状況を確認します。

2 計画の見直し

本計画による諸事業の実施は、平成27年度を目標とし、社会情勢や財政状況を勘案し、随時見直しを行うものとする。

第7. 資料編

1 布田川・日奈久断層帯

(1) 断層帯の位置及び形態

布田川・日奈久断層帯は、南阿蘇村(以下旧長陽村)から葦北郡葦北町田浦(旧田浦町)を経て八代海南部まで、一部でやや方向が変化するが、全体としてほぼ北東-南西方向に延びる長さ約101kmの断層帯である。本断層帯は、旧長陽村の阿蘇外輪山西側斜面から上益城郡甲佐町付近までの北東部、甲佐町付近から葦北町の御立岬付近までの中部、及び御立岬付近から八代海南部までの南西部の3つの区間からなっていると推定される。全体として右横ズレと断層南東側の相対的な隆起を主体とするが、一部では断層が並層して小規模な地溝帯を形成している。(図1)

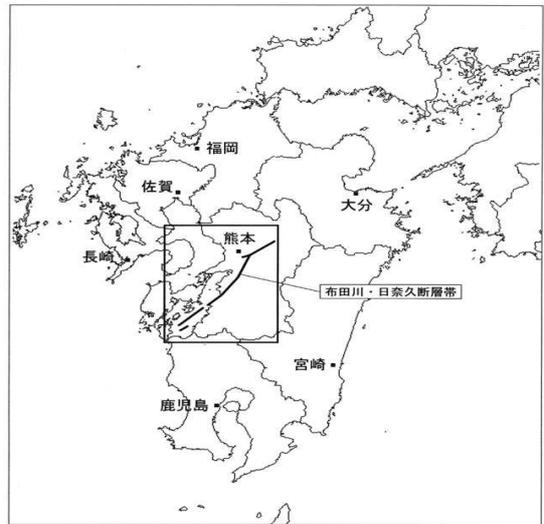


図1 布田川・日奈久断層帯

(2) 断層帯の過去の活動

断層帯北東部は、平均して11,000年から27,000年程度の間隔で活動した可能性がある。最新活動時期は、約1,500年前以後から約1,200年前以前と推定され、活動時のズレ量は、右横ズレを主体として2m程度であった可能性がある。

帯中部及び南西部は、活動履歴の解釈から、過去の活動時期などについて、二つの可能性(ケース1,2)が考えられ、そのどちらであるかは判断できない。このため以下では両者を併記する。

断層帯中部は、平均して3,500年から11,000年程度(ケース1)、若しくは7,000年から14,000年程度(ケース2)の間隔で活動した可能性がある。最新活動時期は約7,500年前以後から約2,200年前以前(ケース1)、若しくは約8,000年前以後から約7,500年前以前(ケース2)で、活動時には断層南東側の3m程度の相対的隆起と、それ以上の量の右横ズレがあったと推定される。

断層帯南西部は、最新活動時期が約7,500年前以後から約2,200年前以前(ケース1)、若しくは約7,500年前以後から約1,300年前以前(ケース2)であったと推定されるが、その平均活動間隔及び1回の活動に伴うずれの量は不明である。

ケース1の場合、中部と南西部の最新活動は、同時であったと推定される。

(3) 断層帯の将来の活動

布田川・日奈久断層帯は、3つの区間がそれぞれ別々に活動すると推定されるが、中部と南西部が同時に活動する可能性もある。

北東部では、マグニチュードが7.2程度の地震が発生すると推定され、その際に右横ずれを主体として2m程度のずれを生じる可能性がある。北東部において将来このような地震が発生する長期確率は表1に示すとおりである。

中部では、マグニチュードが7.6程度の地震が発生し、その際には断層南東側の3m程度の相対的隆起と、それ以上の量の右横ずれを伴うと推定される。中部において将来このような地震が発生する長期確率は表1に示すとおりである。

南西部では、マグニチュードが7.2程度の地震が発生するものと推定されるが、その

長期確率は不明である。また、中部と南西部は同時に活動する可能性も否定できない。この場合は、マグニチュードが7.9程度の地震が発生すると推定される。この場合の地震発生長期確率は求めることができないが、中部区間の発生確率より大きくなることはないと考えられる。

表1に示すとおり、本評価で得られた地震発生長期確率には幅があるが、その最大値をとると、本断層帯の中部区間は、今後30年間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。

(4) 今後に向けて

断層帯中部及び南西部の過去の活動時期などについては二つの可能性が考えられることから、将来の活動などにも二つの可能性が生じている。このため、最新活動時期を絞り込むためのデータなど、いずれの可能性がより信頼度が高いものであるかを評価できる資料を得ることが重要である。また、各活動区間ごとに、平均的なずれの速度や活動時のずれの量などをさらに精度よく求めることが必要である。

表1 将来の地震発生確率等

項目	将来の地震発生確率等 ^{注1}		
	布田川・日奈久断層帯北東部	布田川・日奈久断層帯中部	
		ケース1	ケース2
30年以内の発生確率	ほぼ0%	ほぼ0%～6%	0.03%～2%
50年以内の発生確率	ほぼ0%	ほぼ0%～10%	0.05%～3%
100年以内の発生確率	ほぼ0%	ほぼ0%～20%	0.1～7%
300年以内の発生確率	ほぼ0%	ほぼ0%～50%	0.3～20%
地震後経過率 ^{注2}	0.04～0.1	0.2～2.1	0.5～1.1

※1：評価時点は、すべて2002年1月1日現在。

※2：最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。

注1)我が国の陸域及び沿岸域の主要な98の活断層帯のうち、2001年4月時点で調査結果が公表されているものについて、その資料を用いて今後30年間に地震が発生する確率を試算すると概ね以下になると推定される。

98断層帯のうち約半数の断層帯：30年確率の最大値が0.1%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が0.1%以上～3%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が3%以上

(いずれも2001年4月時点での推定。確率の試算値に幅がある場合はその最大値を採用。)

この統計資料を踏まえ地震調査委員会の活断層評価では、次のような相対的な評価を盛り込むこととしている
今後30年間の地震発生確率(最大値)が3%以上の場合：

「本断層帯は、今後30年間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに所属することになる」

今後30年間の地震発生確率(最大値)が0.1%以上～3%未満の場合：

「本断層帯は、今後30年間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに所属することになる」

☆1：文部科学省地震研究推進本部地震調査委員会「布田川・日奈久断層帯の評価」(平成14年5月8日)から引用。

2 阿蘇カルデラ内で見いだされた落差1mの活断層と最近の地震活動

2000年の春、阿蘇カルデラ内の北西で落差約1m、走向約N60°E、伏角約60°の新鮮な断層が見つかった。断面にはアカホヤ火山灰層の上部に阿蘇中岳からの火山灰層が10数枚成層し、確認されたこの層は約1,000年前のもので、この上部に厚さ約1mの堆積層もあった。堆積層は断層によって切られていることから、極めて最近に断層が生じたと考えられる。

一般に、カルデラ内では、活断層やリニアメントは見出しにくいとされている。特に、阿蘇カルデラ内では、火山から噴出した火山灰等が厚く堆積し、過去にカルデラに湖を形成した歴史をもつため、カルデラ湖の存在期の湖成堆積物もあり活断層のような地形の特徴も伺い知ることが出来ない状況となっているが発見することができた。

これまで、阿蘇カルデラ内の西部には北東から南西部へと帯状の活発な地震活動領域があるとされているが、この活動帯は発見された断層の位置と走向とも一致し、正断層型右ずれ断層の解が得られる。今回の断層と最近の地震活動とは密接な関連があり、また、過去の比較的規模の大きい地震もこの断層活動ではないかと考えられることを示し、線状の地震分布帯を二重峠地震帯とし、二重峠断層と名づけられた。この場所は、最近でも地震活動が活発なところであり、断層の走向と震央分布も一致している。

それから、熊本県の地震対策の基礎調査の一環として熊本県全域の地震活動について、久保寺章・宮崎惟徳(1981)氏が、1889年7月の熊本地震以降について多くの資料からまとめられているが、阿蘇火山付近で発生した地震*も含まれ、マグニチュード6クラスの地震は、1894年8月と1895年8月に2年続けて発生し、その地震活動について報告されている。実際の被害分布を見ると報告された震央位置は頷けるところがある。また、1999年3月に発生したマグニチュード4.5の地震で、震央から南西15km以上離れた西原村で意外と大きな被害が生じていたが、この場所は布田川断層が走っているところで、地盤の影響があったと考えられる。

なお、これら地震活動が活発な領域とは対照的にカルデラ内南部にはほとんど地震活動が見られないのが現状である。

☆1：「京都大学防災研究所年報 第44号 平成13年4月報告書」から引用
「須藤靖明氏・池辺伸一郎氏」

参考文献

久保寺章・宮崎惟徳(1981)

熊本県の地震活動、熊本県地震対策基礎調査報告書

参考資料

※阿蘇地震(1984年8月)について

長陽村：家屋破損、石垣崩落9、山崩れ18 夜峰山に3箇所亀裂

久木野村：家屋破損1、石垣崩落4、山崩れ2、亀裂3

上記箇所ともに地割れの走向は、東西に大きい。

3 特定建築物の一覧表

法	政令第2条2	用途	法第6条 (所有者の努力義務)	法第7条2項 (指示対象建築物)
法 第 6 条 第 1 項	第1号	幼稚園、保育所	2階以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	第2号	小学校等(小学校, 中学校, 中等教育学校の前期課程 盲学校, 聾学校若しくは養護学校)	2階以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場含)	1,500㎡以上* 屋 内運動場の面積含
		老人ホーム, 老人福祉センター, 老人短期入所施 設, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センターその他 のこれらに類するもの	2階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	第3号	学校(第2号以外の学校)	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ボーリング場, スケート場, 水泳場その他のこれら に類する運動施設	3階以上かつ1,000㎡以上	
		病院, 診療所	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		劇場, 観覧場, 映画館, 演劇場	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		集会場, 公開場	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		卸売市場	3階以上かつ1,000㎡以上	
		百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ホテル, 旅館	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		賃貸住宅(共同住宅に限る), 寄宿舎, 下宿	3階以上かつ1,000㎡以上	
		博物館, 美術館, 図書館	3階以上かつ1,000㎡以上	
		遊技場	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		公衆浴場	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		飲食店, キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダン スホールその他これらに類するもの	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	理髪店, 質屋, 貸衣装点, 銀行その他これらに類す るサービス業を営む店舗	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建 築物を除く)	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	車両の停止場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供す るもの	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は 駐車場のための施設	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
郵便局, 保健所, 税務署その他これに類する公益上 必要な建築物	3階以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	1,000㎡以上	2,000㎡以上		
法第6条 第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途の供する建築物	政令で定める数量以上の 危険物を貯蔵, 処理するす べての建築物	500㎡	
法第6条 第3号	地震によって倒壊した場合において進路の通行を 妨げ, 円滑な避難を困難とする恐れのある建築物	全ての建築物		

3 関係法令等

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号) 抜粋

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- (3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- (4) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- (5) 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

の他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - (2) 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - (3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - (4) 建築基準法第10条第1項 から 第3項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - (5) その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - (1) 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - (3) 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第4条第2項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- (1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- (2) 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- (3) 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- (1) 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- (2) 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- (3) 前条第2号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物

件を検査させることができる。

- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）抜粋

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条、第4条第1項 から第3項 まで及び第10条の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 （省略）

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第2条 法第6条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

- 2 法第6条第1号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 幼稚園又は保育所 階数が2で、かつ、床面積の合計が500平方メートルのもの
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数が2で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの
 - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数が3で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの
 - 四 体育館 床面積の合計が1000平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第3条 法第6条第2号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項 に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第6号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項 に規定する毒物又は同条第2項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第6条第2号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第6号及び第7号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 10トン
 - ロ 爆薬 5トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個
 - ニ 銃用雷管 500万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第2条第7項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30トン
 - 四 危険物の規制に関する政令 別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20立方メートル
 - 五 マッチ 300百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 2万立方メートル

- 七 圧縮ガス 20万立方メートル
 - 八 液化ガス 2000トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）
20トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
200トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第4条 法第6条第3号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12メートル以下の場合 6メートル
- 二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第5条 法第7条第2項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第7条第2項第3号に掲げる特定建築物

2 法第7条第2項 の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる特定建築物（保育所を除く。）
床面積の合計が2000平方メートルのもの
- 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が750平方メートルのもの
- 三 小学校等 床面積の合計が1500平方メートルのもの
- 四 前項第19号に掲げる特定建築物 床面積の合計が500平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

第六条 所管行政庁は、法第7条第4項 の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第7条第4項 の規定により、その職員に、前条第4項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（3） 建築基準法 （昭和25年法律第201号） （抜粋）

第1章 目的

（目的）

第1条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする

（維持保全）

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 第12条第1項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をと

らなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前2項の場合に準用する。